

# 日本へ入国・帰国後に待機が必要な皆さまへ

## 「指定された待機期間中」のルール

入帰国後  
指定された  
待機期間

自宅や宿泊施設（登録待機場所）で待機し、他者と接触しない  
毎日、位置情報と健康状態の報告を行う（誓約義務）

滞在中

感染防止対策を行う：マスク着用・手指消毒・3密回避

\*待機期間中は、**入国者健康居所確認アプリ（MySOS）**により「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います

\*体調不良の場合は、保健所等に連絡してください

随時 ・ 入国者健康確認センターから

## 1. MySOSによる居所確認・健康状態の報告

### 1) 現在地の報告

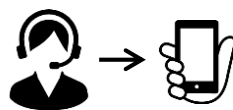
- 1日複数回「現在の位置情報」を  
求める通知が届く  
→「現在地報告」ボタンを押して応答する

### 3) 健康状態の報告

- 1日1回、「健康状態の報告」を  
求める通知が届く  
→通知に記載の案内に従い健康状態を報告する

### 2) ビデオ通話への応答

- 「入国者健康確認センター」から登録待機  
場所への居所確認のためのビデオ通話に  
応答する



② 着信があったら必ず  
応答してください。

## 日本入国時にMySOSのインストールを行っていない方

## 2. MySOSの登録

### 1) アカウント登録（利用開始時の登録）

- 専用のQRコードからインストール
- 日本国内の空港到着時に、パスポート  
番号・生年月日を入力して登録する

### 2) 待機場所の登録

- 待機場所に到着したらMySOSで  
待機場所を登録する



## 推奨するアプリ

### 接触確認アプリ（COCOA）の利用

陽性者と接触した可能性について  
通知を受け取ることができる  
アプリのインストール



アプリの使い方や困った時の相談などは、  
入国者健康確認センターまでお問合せください。

ホームページはこちら：

[www.hco.mhlw.go.jp](http://www.hco.mhlw.go.jp)

メールアドレスはこちら：

[followup@hco.mhlw.go.jp](mailto:followup@hco.mhlw.go.jp)

電話番号はこちら：

03-6757-1038

※大変繋がりにくいため、可能  
な限りメールでのご連絡をお願い  
いたします。



※正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

# アプリは、以下のQRコードからインストールできます。

入国時、空港検疫で、スマートフォンを確認させていただきます。  
**スマートフォンをお持ちでない場合またはアプリをインストールできないスマートフォンをお持ちの場合は、日本入国時に、空港で、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタルさせていただきます。**

レンタルについて…4ページ

## MySOSのインストール

あなたの位置情報と健康状態を報告していただくために必要です。また、センターからのビデオ通話に  
応答し居所確認をするために利用します。

【専用QRコード】

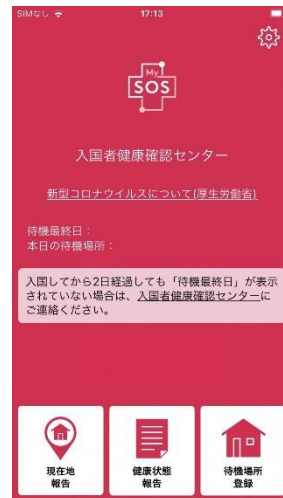


<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

※上記URLまたはQRコードを読み込んでインストール

「日本への入国・帰国の目的でMySOSを使用しますか？」というポップアップ画面が表示されたら「はい」をタップしてください。

## <入国者管理モード>



## MySOSの画面にならなかった場合

上の入国者管理モードにならなかった場合は、下記の手順で入国者管理モードにすることができます。

※右の画面例は通常モードです。

- ① 右上の設定アイコンをタップ
- ② 「入国・帰国の目的で利用する」をタップ
- ③ 「利用を開始する」をタップ

## <通常モード>



アプリが動作可能なOSバージョンは、

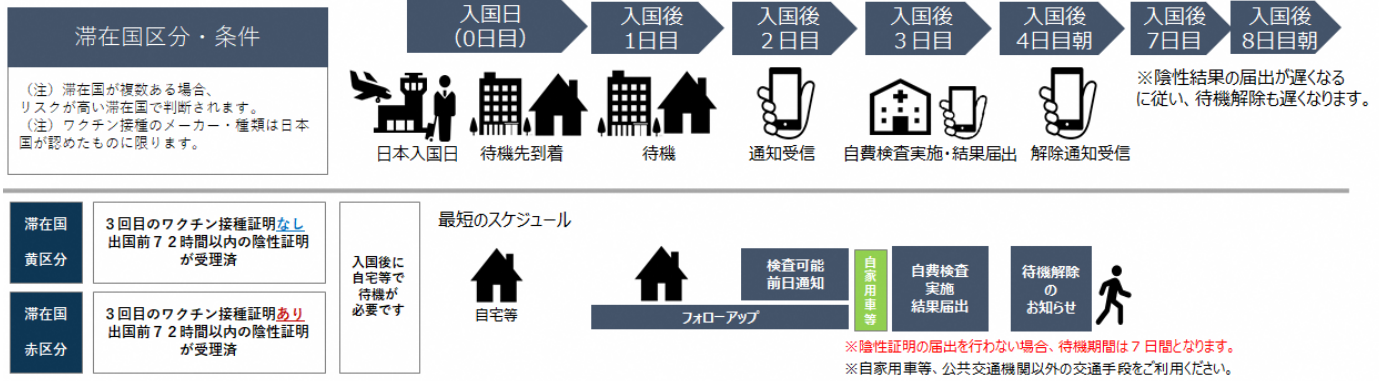
**iPhone端末 : iPhone 13.5以上、Android端末 : Android 6.0以上です。**

※ OSのアップデートには、数時間かかる場合があります。お持ちのスマートフォンが必要なアプリをインストールできるか、あらかじめご確認ください。

# 指定された待機期間中について



**入国日は指定された待機期間には含まれません。**



● 自費検査結果の届出方法はこちらをご確認下さい。

⇒ <https://teachme.jp/111284/manuals/15029540/>



● 指定された待機期間中に出国の予定がある方は

証明書類の登録が必要になります。登録方法はこちらをご確認下さい。

⇒ <https://www.hco.mhlw.go.jp/faq/jp.php>



## 子どものフォローアップについて

子どものフォローアップは、年齢に応じて以下による対応が必要です。

年齢	MySOSをインストールできる スマートフォンが無い場合	フォローアップ
13歳以上	レンタル必要	本人
12歳以下	レンタル不要	保護者(※)

(※) 保護者が代理で位置情報・健康状態の報告をしてください。

居所確認（ビデオ通話）は、保護者のスマートフォンで同行者登録をした子どもを画面に映してください。

# スマートフォンのレンタル

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者

株式会社ビジョン <https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

※ クレジットカードをご用意いただく必要があります。

レンタルに要する費用等について、あらかじめ事業者のホームページ等でご確認ください。

## その他留意事項

入国後指定された待機期間中の自宅等での待機、アプリの利用などについて誓約書を提出していただきます。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。

外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となることがあります。

その他、入国に際して必要となる事項については、こちらをご確認ください。

検査証明書の取得・提出、誓約書の提出等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

▶ 入国時に提出いただく誓約書の内容等はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

質問票WEBの記入

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/>

**これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な事項です。**

**ご理解・ご協力をお願いいたします。**